

第1章 総則 (略)

第2章 著作物の使用料

第1節 演奏等

1～3 (略)

(1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の備考)

(定員)

① 定員とは、演奏会等が開催される会場あるいは場所に設備されている座席等の総数をいい、次により算出した数の合計数とする。

(ア) 1人掛けの椅子席については設備されている数

(イ) 2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を0.5mで除して得た数

(ウ) 椅子席以外の座席については、当該部分の面積を1.5㎡で除して得た数

(エ) 立見席や野外会場等、座席が設備されていない客席については、主催者あらかじめ設定した数。これにより難しい場合は、官公署等に届け出た数

(面積)

② 3演奏会以外の催物における演奏(10)の規定を適用する場合において、面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいう。

(入場料)

③ 入場料とは、演奏会等の主催者が、いずれの名義であっても、入場者から音楽の著作物の提示について受ける対価(消費税額を含まないもの。以下同じ。)をいう。この対価に等級区分がある場合は、その算術平均額を入場料という。

会費制等により当該演奏会等における入場料額が特定できない場合は、年間会費を演奏会等の回数で除す等して入場料相当額を算出するものとする。

(総入場料算定基準額)

④ 総入場料算定基準額は、次により算出するものとする。

(ア) 入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額とする。

(イ) (ア)にかかわらず、本節2又は3(1)の規定を適用する場合において、演奏会等を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、

入場料に定員数を乗じて得た額の 50%の額とする。

- (ウ) (ア)又は(イ)の規定を適用する場合において、入場料に定員数を乗じて得た額が一定の額を超える場合は、別に定める基準に基づき、(ア)又は(イ)の額の範囲内で決定することができる。

(標準単位料金)

- ⑤ 3演奏会以外の催物における演奏(9)もしくは(10)の規定を適用する場合において、標準単位料金とは、客1人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金相当額(いずれの名義をもってするかを問わない。)をいい、その基準についてはそれぞれ次のとおりとし、各項目は加算するものとする。

(9)を適用する場合	飲み物代金+料理代金+サービス料+ テーブルチャージ又は席料+ショーチャージ
	定額料金(注)
(10)を適用する場合	平均入場料 (飲み物付き又は飲食物付きを含む。)

(注) 飲食代金に種別がなく、一種類の定額である場合の標準単位料金は、その額とする。

(レコード演奏)

- ⑥ 3演奏会以外の催物における演奏の規定を適用する場合において、(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適法に録音された録音物による著作物の演奏(以下「レコード演奏」という。)が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の50%の額とする。

(その他)

- ⑦ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、2演奏会における演奏及び3演奏会以外の催物における演奏の規定に定める各種の演奏が併演される場合の使用料は、それぞれに適用される規定により算出した使用料を合算した額の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。
- ⑧ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、3演奏会以外の催物における演奏の規定を適用する場合で、かつ、生演奏、レコード演奏等が併演される場合の使用料は、(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適用される規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。

4～10 (略)

第3節～第17節 (略)

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第1節1上演形式による演奏、2演奏会における演奏、3演奏会以外の催物における演奏の規定については、2024年4月1日から実施する。